

広島県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十九年十二月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉舎油木線	神石郡神石高原町上九四四番一地从先から 神石郡神石高原町上七九〇番地先まで	平成二十九年一月二〇日